

竹原市民生都市建設委員会

令和5年9月15日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第61号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

(令和5年9月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	欠 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 係 長 道 面 篤 信

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
税 務 課 長	向 井 聡 司

午前10時40分 開議

委員長（下垣内和春君） ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 本日は、令和5年第3回定例会へ追加して提案をさせていただきました議案第61号につきまして説明をさせていただきます。慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課からでございます。

国民健康保険税条例の改正案の上程になります。8月下旬に改正が決まりまして、時間的余裕がないことから追加議案での上程とさせていただきました。

それでは、議案書の7ページ、議案参考資料の7ページになります。

議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきます。

1の提案の要旨でございますが、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減制度が新設されたため、必要な規定を整備するものでございます。

2の改正等の内容でございますが、国民健康保険税の被保険者が出産を予定する場合には、出産予定日の属する月の前月と翌々月までの4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分の被保険者の所得割額と均等割額を減額するというものであります。

(1) にありますように所得割額を減額する場合は、単胎妊娠の場合は算定した所得割

額の12分の4か月分を、多胎妊娠の場合は算定した所得割額の12分の6か月分が減額されます。

均等割につきましては、(2)、こちらの表のように一番右の欄が一般的な世帯でございます。基礎課税額が2万9,000円、後期高齢者支援金等課税額が1万800円、次のページになりますが、介護納付金課税額1万700円が上限ですので、それぞれに12分の4か月分、12分の6か月分を乗じた額となります。また、7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますが、その額に12分の4か月分、12分の6か月分を乗じた額が減額されるというものでございます。

7ページに戻っていただいて、7割軽減の方を例に取りまして、単胎妊娠の場合ですと基礎課税額8,700円に12分の4か月分を乗じた額2,900円が減額となります。後期高齢者支援金等課税額では3,240円に12分の4か月分を乗じた額1,080円が減額となります。次のページになりますが、介護納付金課税額では課税額3,210円に12分の4か月分を乗じた額1,070円が減額となります。課税額から減額する額を差し引いていただいた額が納付額となります。

施行期日は、令和6年1月1日からでございます。

説明は以上でございます。

委員長（下垣内和春君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） こちらの対象者は何名ほどいらっしゃいますか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 対象者でございますが、令和4年度で見ますと6件でございます。額にして9万円程度が対象となります。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） 周知は今後どのようにされていくのか教えてください。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 周知の方法でございますが、こちらは広報たけはら等を使いまして周知をしていこうというふうに考えております。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） こちらの対象者が出産に関わる産前産後の方なので、母子手帳の発行の際に分かるような感じで周知してもらったら漏れないかなと思いますので、今後よろしくお願いいいたします。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求を求める方、誰もいらっしゃらないですね。なしということになろうと思いますので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、付託議案についての委員間討議を始めます。

委員の皆様の追加の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） なしということで、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより順次討論、採決に入ります。

議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

それでは、委員の方からその他委員会運営等について御意見があれば発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようであれば、以上をもって本日の民生都市建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時51分 閉会